

第1章

プランの概要

1 プラン策定の趣旨

関市（以下、「本市」という。）では、2014（平成26）年に「第2次せき男女共同参画まちづくりプラン」を見直した「第2次せき男女共同参画まちづくりプラン—後期プラン—」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的に推進してきました。また、同年には、男女が共に自分らしく生きる社会の実現を目的とした「みんなが輝くまち関市男女共同参画推進条例」を施行、2016（平成28）年には、性の多様性を認めすべての市民がお互いを尊重し、誰もが自分らしく暮らせることを目的とした「LGBTフレンドリー宣言」を行い、先進的な取組を進めています。

しかしながら、依然として根強い固定的な性別役割分担意識や、ドメスティック・バイオレンス（DV）等の配偶者等からの暴力、ワーク・ライフ・バランスの実現を阻む就労環境など、男女共同参画の実現を妨げる多くの課題がみられます。また、少子高齢化の進行や、価値観やライフスタイル、雇用形態の多様化など、社会情勢が大きく変化しています。

こうした状況のなか、誰もが互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、あらゆる分野において一人ひとりの個性と能力を最大限に発揮できる社会を実現するためには、本市としても男女共同参画に関わる施策を一層進めていく必要があります。

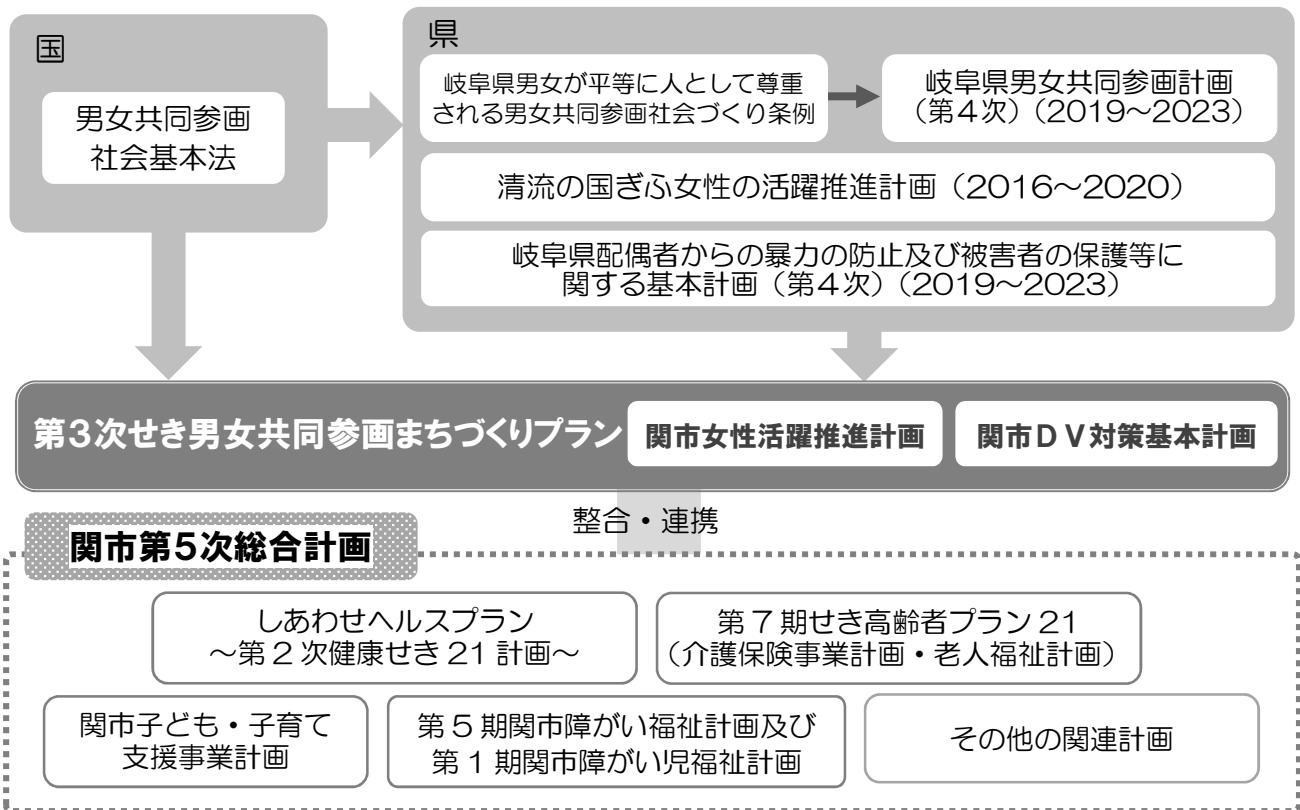
国では、2015（平成27）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が施行され、就労を希望する女性の活躍を支援することとしています。この内容を踏まえて、国では「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

このたび、「第2次せき男女共同参画まちづくりプラン—後期プラン—」が2018（平成30）年度で終了することに伴い、以上のような社会状況や、これまで推進してきた施策の検証、市民意識調査の結果等を踏まえ、新たな課題への取組を示すため、「第3次せき男女共同参画まちづくりプラン」（以下、「本プラン」という。）を策定します。

2 プランの位置づけ

本プランは、以下のような位置づけとします。

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- 本プランの「重要視点2 あらゆる分野において誰もが活躍するために」を、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。（関市女性活躍推進計画）
- 本プランの「重要視点3 誰もが地域で安心して暮らすために」の「基本方針1 DVを防止する啓発教育の推進」及び「基本方針2 DV被害者に対する支援体制の推進」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。（関市DV対策基本計画）
- 国の「男女共同参画基本計画」や岐阜県の「岐阜県男女共同参画計画」との整合を図ります。
- 「関市第5次総合計画」をはじめ、本市の関連計画との整合を図ります。



3 プランの期間

本プランの期間は、2019（平成31）年度から2028年度までの10年間とします。なお、社会情勢の変化や、事業の進捗状況等により、必要に応じて本プランの見直しを行います。

(年度)	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
せき男女共同参画まちづくりプラン		第2次	第3次									第4次		

4 男女共同参画の動向

(1) 世界の動き

国連では、1975（昭和 50）年を女性の地位向上をめざした世界的な行動を行うための「国際婦人年」とし、同年メキシコシティで「第 1 回世界女性会議」が開催されました。その結果「世界行動計画」が採択され、1976（昭和 51）年から 1985（昭和 60）年までを「国連婦人の十年」と定め、加盟各国に計画の推進を呼びかけてきました。1979（昭和 54）年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下、「女子差別撤廃条約」という。）が採択され、締結国に女性へのあらゆる差別を撤廃する措置を求めています。

1995（平成 7）年には、北京で「第 4 回世界女性会議」が開催され、男女平等、開発、平和を目標に掲げ、女性のエンパワーメントに向けた課題を定めた「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。その後、2000（平成 12）年に「女性 2000 年会議」、2005（平成 17）年に「北京+10」世界閣僚級会合、2010（平成 22）年に「北京+15」記念会合がいずれもニューヨーク国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」等の実施状況が確認されています。近年では、2015（平成 27）年に「北京+20」がニューヨーク国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」の進捗が遅延していることを指摘し、再確認及び実施に向けた更なる行動を国際社会に求めています。

(2) 国の動き

国では、1975（昭和 50）年に「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977（昭和 52）年に国連の「世界行動計画」を踏まえた「国内行動計画」が策定されました。1985（昭和 60）年には「男女雇用機会均等法」の制定や民法、国籍法の改正等を経て、「女子差別撤廃条約」の批准に至りました。

1999（平成 11）年には、男女共同参画社会の形成の基本理念を明らかにし、方向を示した「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000（平成 12）年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、見直しが何度か行われ、2015（平成 27）年には「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されています。この計画では、「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」「④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会」をめざして、男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

その他にも、2000（平成 12）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下、「ストーカー規制法」という。）の制定、2001（平成 13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）の制定、2007（平成 19）年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定、2015（平成 27）年に「女性活躍推進法」の制定、2018（平成 30）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定等、暴力等による人権侵害の防止や、ワーク・ライフ・バランスの促進、働く女性の支援、女性の声を政治に反映させる取組等が進められています。

(3) 県の動き

岐阜県では、2003（平成 15）年に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が制定され、同条例に基づいて2004（平成 16）年に「岐阜県男女共同参画計画」が策定され、男女共同参画の取組が着実に進められてきました。2019（平成 31）年には「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」が策定され、「あらゆる分野への女性の参画拡大」「男性の家事・育児・介護等への参画の推進」「企業経営者や管理職等の意識改革」等7つの重点事項を掲げ、男女共同参画社会の実現をめざしています。

また、2017（平成 29）年に性別による役割分担意識の解消や、あらゆる分野における女性の参画拡大、女性が仕事と子育てや介護等を両立できる環境整備等を目的とした「清流の国ぎふ女性の活躍推進計画」、2019（平成 31）年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的とした「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）」が策定されています。

(4) 市の動き

本市では、旧関市において1999（平成 11）年に「せき男女共同参画まちづくりプラン」を策定し、男女共同参画懇話会の設置、男女共同参画セミナー等の啓発事業の実施、「さんかくサポーター」との市民協働等、男女共同参画の取組を推進してきました。

2005（平成 17）年に旧関市と旧武儀郡町村（洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村）が合併した後は、2009（平成 21）年に「第2次せき男女共同参画まちづくりプラン」を策定し、中間年である2014（平成 26）年に「第2次せき男女共同参画まちづくりプランー後期プランー」を策定しています。

また、2014（平成 26）年には「みんなが輝くまち関市男女共同参画推進条例」を施行し、4つの基本理念や実現すべき姿を定め、男女共同参画社会の実現をめざしています。さらに、2016（平成 28）年にLGBT等の性的マイノリティの人も自分らしく暮らせることをめざした「LGBTフレンドリー宣言」をしています。

2018（平成 30）年に策定した「関市第5次総合計画」では、「多様性社会（ダイバーシティ）」が新規施策として位置づけられ、男女共同参画の理解促進や、女性の就労促進、多様性を認め合える社会づくりについて方向性が示され、「性別や国籍などに関わらず、多様な市民がまちづくり活動に取り組み、自分らしく豊かに暮らせるまち」をめざす姿としています。